

意見書

平成 12 年 10 月 23 日

電気通信審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

(ふりがな) とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門3 - 8 - 2 1

(ふりがな) いー・あくせす かぶしきがいしゃ

氏 名 イー・アクセス株式会社

(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょう せんもと さちお
代表取締役社長 千本 倅生

電気通信事業法の一部を改正する法律附則第 15 条を踏まえた接続ルールの見直しに関する意見を、別紙のとおり提出します。

電気通信事業法の一部を改正する法律附則第15条を踏まえた
接続ルールの見直しに関する弊社の意見

1. はじめに

今回、電気通信事業法の一部を改正する法律附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しに対して、弊社が意見を述べさせていただく機会を与えていただきましたことに感謝の意を表します。

今回の接続ルールの見直しにより、NTTドコモの不可欠設備及び光ファイバのアンバンドルが認められ、通信の利便性及び日本の通信料金の低下を促すことになると期待しております。

具体的には、NTTドコモを特定事業者とすることで、NTTドコモの利用者も、NTTドコモと接続を希望する事業者のネットワークを介して有料コンテンツなどを適正な料金で利用できるようになるなど、利用者に便利なサービスの提供ができるようになります。

また、光ファイバのアンバンドルでは、いままでビル入線が困難なため、新規事業者ではサービス提供が難しかったお客さまにも光ファイバでサービスを提供できるようになります。さらに、局間の光ファイバのアンバンドルでは、これまでほとんどの他事業者がNTTグループの網に頼らざるを得なかったため独占的な市場であった局間の専用線に、劇的な料金低下をもたらすと考えられます。

しかも、今回の光ファイバのアンバンドルでダークファイバのアンバンドルが認められた場合は、NTTグループの既存の伝統的な設備によらず、新規事業者が国際標準の低価格、高帯域の新装置をNTT地域からアンバンドルを受けるダークファイバと接続して柔軟なネットワークを構築し、お客さまに世界の最新のサービスを低価格で提供することが可能になります。

今後、NTT地域のFTTH構想により、光ファイバが家庭まで届き、新規参入事業者も含めた競争により、新しいサービスを待ち望んでいる消費者への様々なネットワークサービスの提供が一層促進され、日本全国の通信サービスの利用者が幅広い選択肢から利用者にあったサービスを選ぶことのできる時代が来ると確信しております。

以下、弊社の意見を述べさせていただきます。

2．移動体通信事業など不可欠設備の範囲等についての意見

【1】不可欠設備の範囲について

不可欠設備の範囲については、現在の考え方とおり、一定の市場における市場占有率50%でよいと考えます。ただし、市場の範囲については、携帯電話市場も固定電話市場と別で1つの市場とすべきと考えます。

したがって、NTTドコモを特定事業者とすべきと考えます。さらに、NTTドコモはNTTが67.1%の株を保有するなど、100%民間会社とはいえないため、不可欠設備以外の要件でも、特定事業者とするのが妥当と考えます。

【2】具体的な接続ルール

NTTドコモを特定事業者として、定めていただきたい接続ルールは次の2点です。

相互接続料

NTT地域と同様、市場支配力のある事業者に対して相互接続料の算定根拠を明確にするためにも、相互接続料の約款化を接続ルールで定めていただけるよう要望いたします。

課金のしくみ

NTTドコモを利用する市場の大半を占める携帯電話利用者が、NTTドコモと接続する他事業者のコンテンツへアクセスした際に、他事業者がiモードの発信番号が認知でき、発信者にコンテンツの課金ができるしくみがなければ、有料コンテンツを適正価格で提供できないこととなります。したがって、NTTドコモの利用者が他事業者のネットワークにアクセスした際にNTTドコモが利用者の発信番号を公開し、他事業者による課金を認めるような接続ルールを要望いたします。

公正な接続

その他、NTTグループのみしか利用できないような差別的取り扱いがないよう、公正な接続ルールを要望いたします。

3 . 光ファイバのアンバンドルルールの在り方についての意見

【1】光ファイバのアンバンドルに対する基本的な考え方

(1) 必要性について

ブロードバンド対応のためにダークファイバが必要

ブロードバンドサービスでは、1加入者のトラフィックが数 Mb/s となり、全体のトラフィックが等比級数的に増加する可能性があることから、柔軟なトラフィックコントロールのために不可欠であるとともに、早期のブロードバンド普及を促進するためにもダークファイバのアンバンドルは必要と考えます。

N T Tグループの既存の伝統的な設備によらずに、新規事業者が国際標準でマルチベンダで調達した低価格かつ、ブロードバンドに対応した高機能の新装置を、N T T地域からアンバンドルを受けるダークファイバと接続することで、柔軟なネットワークを構築し、お客さまに世界の最新のサービスを低価格で提供することが可能となるようにするため、光ファイバのアンバンドルはダークファイバでの提供が不可欠と考えます。

表1「伝送装置の比較」にありますように、既存の伝統的な装置と新規の高機能の装置では、価格が10分の1、性能が数十～数百倍、またネットワークの拡張性があるなど、かなりの差があり、日本の通信サービスの発展のためにも、光ファイバのアンバンドルはN T Tの独自の装置付きではなく、ダークファイバで行われるべきと考えます。

<表1> 伝送設備の比較

	既存の伝統的な設備	新規の設備
容量	・ 中継系 600M ~ 2.4Gb/s ・ 加入者系 64kb/s ~ 150Mb/s	・ 中継系 10Gb/s × (WDM) ・ 加入者系 100Mb/s 以上
価格	・ 中継系 数億円 ・ 加入者系 数百万円	・ 中継系 数千万円 ・ 加入者系 数万円
拡張性	・ N T T仕様が多く、パネルの追加や config 等に期間が必要	・ Global なマーケットで国際標準規格をマルチベンダで調達できる
インターネットアクセス速度	最大 64kb/s のダイヤルアップ程度	1 Mb/s 以上のブロードバンド

NTTの地域IP網の独占を未然に防ぐ

- ・ NTT地域の提供する「フレッツISDN」や「フレッツADSL」を利用するプロバイダは、必然的にNTT地域の「地域IP網」を利用せざるを得ない状況になっており、NTT地域による中継区間の囲い込みが行われています。
- ・ NTT以外の事業者がNTT地域と同様の「地域IP網」を構築しようとしても、NTT地域との交渉等に時間がかかり、NTTの局間接続は他事業者にとっても参入障壁が高いものとなっています。
- ・ NTTの地域IP網では、競争がなく独占のサービスであるため、ネットワークの拡張性や品質の保証が確保されないことがあり、品質を重視するプロバイダにとっては利便性が低下します。

柔軟なネットワーク構築の1方法として競争促進、料金低下につながる

- ・ 事業者が、線路敷設権開放により自前構築したり、アンバンドルされた設備を組み合わせたり、相互接続を行うなど、様々な構築手段が存在することが重要です。これにより、事業者は柔軟なネットワークの構築を行うことができるので、より競争が促進されます。このような競争促進策が日本の通信料金の低下につながるのです。

(2) 法的許容性について

不可欠設備の範囲にメタル・光の区別はない

NTTは地域網において独占事業者ですが、地域網の不可欠設備にメタル・光の区別はありません。なぜなら、NTTが不可欠設備である地域の電話をメタル回線のみで提供していないからです。したがって、光ファイバのアンバンドルもメタルのアンバンドルと同様、認めるべきと考えます。

実際、NTTは、FTTH構想でメタル回線から光回線への置き換えを計画しており、不可欠設備である地域の電話を将来は光ファイバで提供することを示唆しています。

現在、事業法では、「技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして郵政省令で定める箇所」となっており、光ファイバのアンバンドルは、技術的に可能な接続箇所であるから、標準的な接続箇所として早急に認められるべきと考えます。

具体的要望があるにもかかわらず、接続対象にしてもらえない

光ファイバのアンバンドルにつきましては、端末回線のダークファイバ、及びNTT東西の各GC局間を接続する局間回線のダークファイバの提供を、弊社からNTT東西に要望しているにもかかわらず接続対象にしないでいただいております。

弊社はNTT東日本に対し、5月24日に接続要望と相互接続点調査申込書及び事前調査申込書の案を提出しましたが、NTT東日本から回答をいただいたのは8月末で、しかも「検討中」との回答のみであり、具体的な回答はいただけませんでした。

現在、NTT地域では、「郵政省での検討結果を踏まえて検討する」という態度をとっており、弊社の具体的な接続要望に対して検討が進んでいないのが現状です。

NTT地域では、「相互接続に対する基本的な考え方」として、「すべての接続要望にお応えする」ことを原則とされておりますが、NTT地域の示している「接続をお断りする4つの場合」のどれにも該当しないのに、弊社の接続要望がなかなか受け入れられないのは誠に遺憾であります。

このように、NTT地域がNTTグループ以外の他事業者との接続に対する態度は、今なお頑なであり、接続ルールによる義務化が必要と考えます。

NTT地域の「接続をお断りする4つの場合」

NTTの電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがある場合

接続がNTTの利益を不当に害するおそれがある場合

接続に監視負担が必要な金額の支払いを怠っている場合又は怠るおそれがある場合

接続のための設備の設置又は回収が技術的に又は経済的に著しく困難な場合

NTT地域はNTT長距離に対してはすでに光ファイバを提供している

NTTは分割の際に、「市内通信」(加入者宅内～GC局間)及び「県内市外通信」(GC局～ZC局間)の設備はNTT地域に、「県間市外通信」(ZC局～ZC局間)の設備はNTT長距離会社に資産分割すると定義していました。

資産分割は、<表2>「NTT分割時の資産譲渡内訳」にあるとおり、NTTはZC局で地域と長距離に会計上は分割しています。

しかしながら、<図1>「NTT長距離の所有設備とサービス提供範囲」にあるとおり、NTT長距離は、全国で「県内市内通信」及び「県内市外通信」を提供しております。NTT長距離は、ユーザー宅内～各GC局までの光ファイバ(端末回線)、NTT地域のGC局～ZC局間の光ファイバ網(局間回線)及びNTT地域のコロケーションスペースを使用して、地域通信を含めた長距離サービスをエンドエンドで提供しているのです。しかも、GC局内にあるNTT長距離用のコロケーションスペースは、OCNを提供するために必要な設備容量をはるかに超える、光ファイバ及び多重機能のついた伝送装置(FTMなど)用があるのです。これは、日本交信網の裁定案でも明らかになったとおり、他事業者が指定電気通信設備との接続をMDFと同フロアで要望しても拒否されたにも関わらず、NTT地域はNTT長距離のためにはMDFと同フロアという有利な場所を、指定電気通信設備との接続以外の接続用に確保しているのです。

このように、NTT地域はNTTコミュニケーションに対してはすでに光ファイバを提供しているのです。一方、弊社のようにNTTグループ以外の他事業者に対しては、NTT地域は「検討中」と回答し、接続をいたずらに遅らせ、NTTのグループ経営が公正有効競争を阻害しているといえます。

NTT長距離には既に行っている光ファイバの開放を、グループ以外の他事業者にも同様に開放させるべく、光ファイバのアンバンドルをNTT地域に接続ルールで義務づける

べきです。また、分割後もこのような地域網の資産譲渡や共同利用、グループ内会社のみによる共同工事など行っていないかどうか厳しく監視していくべきだと考えます。

<表2> NTT分割時の資産譲渡内訳（単位；百万円）

出典；日本電信電話株式会社 有価証券報告書（第15期）より

	県内市内	県内市外	県間市外
NTT東日本	646,693	24,365	
NTT西日本	725,928	21,498	
NTT長距離			40,077
NTTドコモ			291

NTT長距離の所有設備とサービス提供範囲

	県内市内	県内市外	県間市外
	加入者宅内 	Z.C.局 	Z.C.局
		NTT長距離会社の提供範囲 	
		NTT地域会社の線路設備 	
		NTT長距離会社の線路設備 	
NTT長距離	?（本来NTT地域の提供範囲） NTT長距離が市内線路の資産もないのにサービスを提供している範囲	?（本来NTT地域の提供範囲） NTT長距離が市内線路の資産もないのにサービスを提供している範囲	本来、NTT長距離の提供範囲

米国 F C C の規則でもダークファイバのアンバンドルが既存地域会社に義務付けられている

「 F C C が定めるネットワーク要素のアンバンドル・ルール」

Incumbent LECs (既存地域電話会社) が、最低限、アンバンドルしなければならないネットワーク要素のうち、端末回線のダークファイバと局間回線のダークファイバが含まれています。

出典 ; F C C 99-238 “ FCC promotes local telecommunications competition adopts rules on unbundling of network elements ” より (1999 年 11 月 15 日リリース)

http://www.fcc.gov/Bureaus/Common_Carrier/News_Releases/1999/nrcc9066.html

A . 端末回線 (loops)

- ・ 大容量回線 (high-capacity lines)
- ・ x D S L が可能な回線 (xDSL-capable loops)
- ・ ダークファイバ (dark fiber)
- ・ I L E C が所有している屋内配線 (inside wire owned by the incumbent LEC)
- ・ 高周波数帯域 (the high frequency portion of the loop)
(高周波数帯域については、FCC99-355 によりアンバンドル義務が課せられた)

B . 専用型局間伝送設備 (dedicated interoffice transmission facilities)

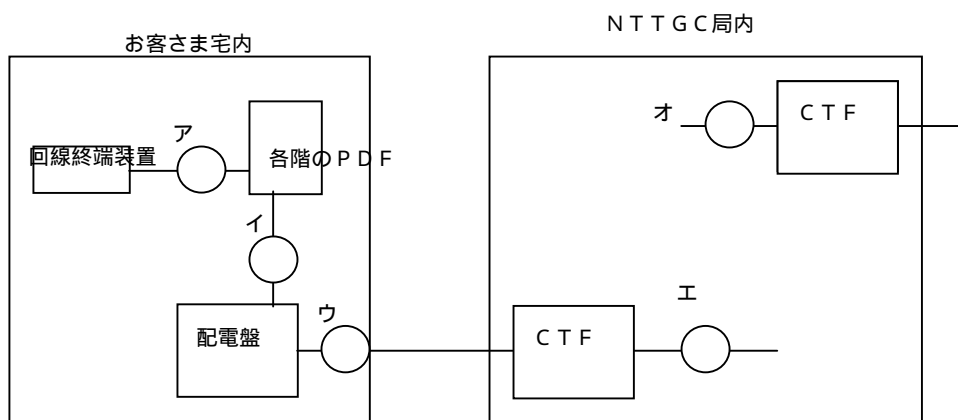
- ・ 専用型局間伝送設備もしくは伝送をダークファイバも含めてアンバンドルしなければならない (Incumbent LECs must unbundle dedicated interoffice transmission facilities, or transport, including dark fiber)

【 2 】 光ファイバのアンバンドルに関する具体的な接続ルールについて

(1) 標準的接続箇所の追加

標準的接続箇所としては、技術的に接続が可能な以下の箇所すべてを要望いたします。

- ア．お客さま宅内の回線終端装置と各階の P D F の間
- イ．お客さま宅内の各階の P D F と配電盤の間
- ウ．お客さま宅内の配電盤の N T T 光ファイバ回線側
- エ． N T T - G C 局内の C T F の加入者光ファイバ回線側
- オ． N T T - G C 局内の C T F の中継系光ファイバ回線側



したがいまして、接続規則第二十三条の四に下記を追加変更願います。

変更前	変更後	接続箇所
一 指定端末系伝送路設備における、利用者の電気通信設備の側の箇所	(変更なし)	ア、イ、ウ
二 指定市内交換局に設置される主配線盤（電気信号の伝送に係るものに限る。）	二 指定市内交換局に設置される主配線盤	エ、オ

(2) 接続機能の追加

接続機能には、(1) の接続箇所での N T T のダークファイバと接続事業者との接続以外に、N T T の局内で N T T のダークファイバ同士の接続による折り返し機能も追加していただけるよう要望いたします。

具体的には、同一 G C 局内にあるお客さまにも N T T のダークファイバにより、接続事

業者が高速サービスを提供する場合や、または、接続事業者がNTTの局内でコロケーションをせずに、同一局内エリアで接続できるよう強く要望いたします。

(3) 原価算定方式について

指定電気通信設備にかかる接続料については、本年度より部分的に長期増分費用が適用されることになりましたので、全ての接続料について長期増分費用を適用すべきです。

しかしながら、長期増分費用方式でダークファイバのアンバンドルの原価が現在のところ算出できないのであれば、暫定的に実際費用方式を導入してでも、光ファイバのアンバンドルの早急な実現を要望いたします。

長期増分費用については、平成12年9月6日に発表され今後開催される長期増分費用モデル研究会において、モデル案の作成もしくは改訂をおこなう等の方法により、速やかに、全ての接続料について長期増分費用方式を適用すべきと考えます。

なお、端末回線は都道府県ごとの管路使用料・ネットワーク構築等を反映して、都道府県ごとに算出すべきと考えます。

実際費用方式となった場合の端末回線の接続料は、接続算定根拠より光ファイバの端末回線の線路巨長を平均2.2kmと仮定して、約40円/芯・m・年が妥当と考えます。

(14,181円×12ヶ月/2,200m/2芯 38.6円/芯・年・m)

(4) 情報開示について

光ファイバのアンバンドルが利用できるためには、どの場所に何芯の利用可能なファイバがあるかといった情報が必要になります。したがって、光ファイバのアンバンドルにともない、NTT地域の各局ごとの端末回線、及び各局間ごとの局間回線の利用可能な芯線数の情報開示を要望いたします。

【3】NTTの光ファイバ計画に対する意見について

(1) NTTの光ファイバでなければならない理由

NTTの光ファイバはビル・家庭まで入線済み（屋内配線も含む）

NTTの光ファイバはビルや家庭まで入線済みであるため、非常に利用価値が高いと思っております。

NTTグループ以外の事業者がビル入線がなかなかできない理由としては、以下のようなものがあります。

- ・外観上ビルに穴を空けたくない。ビルの工事はできるだけ少なくしたい。
- ・すでにNTTがあるのに第二回線は要らない

先行入線をしていない場合、開通工事に約6ヶ月かかり、NTTグループが行っている約1週間～1ヶ月という短納期と競争できないので、NTT以外の事業者にとって営業が大変困難な状況になっています。

- ・本社や通信センターという重要な場所なので、保安上、他社の入選は断っている。具体例として、NTT長距離の所有するNTT大手町ビルでは、弊社がビル内にハウジングしているにも関わらず、弊社の設備に接続するための入線も断られました。NTT長距離は基本的に他事業者の入線を断っているのが現状です。

弊社の場合、ビルの外での接続もお願いしましたが、その場合でも接続断られました。

以上のように、NTT以外の事業者がビルに入線するのは大変困難なことなのです。

また、ビルに入線できたとしても、屋内配線がなければお客さまにサービスを提供することができません。立管に空きがないと提供できないのですが、すでにNTTの屋内配線でうまっている場合があります。屋内配線がNTT地域の所有の場合、屋内配線に空きがあってもNTTグループ以外の事業者は屋内配線を利用することができません。

F T T Hで全国展開する予定である

NTT地域のF T T Hは全国展開する予定であり、市内網独占であることはメタルも光も変わりありません。

さらに、NTT地域のF T T Hの主な財源は電話収入・施設設置負担金・NTT - C (NTT政府所有株の売却益による財政投融资制度、税金制度) であり、NTT地域の光ファイバ網を多くの事業者が利用できる制度は国民に広く受け入れられるものと考えます。

また、デジタルデバイド解消のためにも都会だけでなく、地方の光ファイバこそ必要であり、地方の光ファイバについても都会と同様アンバンドルされるべきと考えます。

利用しやすい料金、芯線単位、契約期間、区間となる

東京のダークファイバの標準価格は120円/芯・m・年ですが、IRU契約で10年間というしほりがあったり、テープごと4芯単位でなければ借りられなかったりと制限が

あります。

しかしながら、NTT地域の光ファイバは端末回線区間で40円/芯・m・年と安く、中継系区間のアンバンドルでは、40円/芯・m・年よりさらに安い料金が期待されます。

しかも、NTTの光ファイバはアンバンドルになれば、1年ごとの契約期間や2芯単位での利用、局間接続の場合は追加設備がほとんどなしに利用できるなど、接続事業者にとって非常にメリットがあります。

4 . 接続ルールについての意見

【1】NTTグループによる市場支配力及び競争阻害を阻止するためのチェックリスト

光ファイバのアンバンドルにともない、接続ルールに関係する公正有効競争の確保だけでなく、分割後のNTTグループの資産や取引等についても前述のとおり問題点が浮き彫りにされました。

したがって、下記のような行為に対するチェック機能の強化を強く要望いたします。

(1) 分割後も資産譲渡や売買などの資産の取引、及び人事交流を行っていないか

<問題となる例>

資産譲渡や売買など資産の取引

- ・ NTT地域が敷設済みの光ファイバをNTT長距離などNTTグループに譲渡や売買を行う

人事交流

- ・ NTT地域とNTT長距離が直接又はNTT持株会社を介して人事交流を行う

(2) NTTグループによる競争阻害等の行為はないか

<問題となる例>

NTTグループ内での競争の禁止

- ・ NTT持株会社がNTTグループのグループ経営のために、NTT東日本とNTT西日本に対して相互参入を禁止する

NTTグループ以外の事業者の新規参入の妨害

- ・ NTTグループが相互接続の時期を遅らせたり、ベンダーに圧力をかけるなど不正な手段でNTTグループ以外の通信事業者の新規参入を妨害する
- ・ 国際標準にはない、NTTグループのみの「NTT仕様」があり、NTT仕様の装置などの購入を強制する

NTT地域グループだけに適用している資金調達方法がある

- ・ NTTグループのみが施設設置負担金制度を行う

(3) 相互接続の料金・手続き・工事費用等の条件はNTT地域社内・NTTグループ内・その他の事業者の間で全て公平か

<問題となる例>

NTTグループ内だけで適用されている特別な接続ルールが存在

- ・ 光ファイバの端末回線など、NTT長距離他NTTグループのみしか利用していない接続ルールがある
- ・ NTT地域の接続約款や相互接続ハンドブックの「標準的接続箇所」から読み取り難い接続箇所があり、事実上、NTTグループ内の会社しか利用していない接続ルールがある
- ・ NTTグループ内のみ適用している接続ルールを接続約款で規定し公開しない
- ・ 光ファイバのアンバンドル等で、NTT長距離などNTTグループ内の会社には新設してでも接続要望に応えるが、他事業者の接続要望には「空き芯線がない」などの理由で拒否する

期間

- ・ NTTグループと接続事業者では接続にかかる手続きや期間などが異なる

その他、通常の商取引では考えられない行為

- ・ 接続事業者がNTT地域に委託する工事に関して、NTT地域がNTT局内における工事費用の明細を接続事業者に提示しない

(4) NTTグループが共同で行っている、財・サービス・設備・情報の提供及び調達はないか

<問題となる例>

財の提供

- ・ NTT地域が持株会社から資金調達を行う
- ・ 持株会社やNTT地域以外のNTTグループ会社がNTT地域の債務保証を行う

サービスの提供

- ・ NTT長距離のサービスであるOCNとNTT地域のサービスであるフレッツISDNがバンドルされて広告、提供する

設備の提供

- ・ NTT長距離等NTTグループが地域網を構築する際にNTT地域と共同工事を行う
- ・ NTT長距離がNTT地域所有のコロケーション設備を使ってハウジングを他事業者に提供する
- ・ NTT地域とNTT長距離がNTT地域所有の光ファイバ網を共同利用している

情報の提供

- ・ NTT地域のコロケーションビルの情報などをNTT地域がNTTグループ内に提供する
- ・ NTT地域がNTT長距離などNTTグループ会社には光ファイバの空き芯線数

や利用可能場所、ファイバの敷設計画などを情報提供するが、その他の事業者には情報を提供しない

【2】番号ポータビリティについて

現在アナログからISDNへの同一電話番号での移行、番号ポータビリティは確保されておりますが、ISDNからアナログへの番号ポータビリティは確保されておられません。ISDN利用者は、DSLを利用するにはISDNをアナログへ変更する必要がありますが、同一番号での移行が出来ないため、DSLの利用を強く希望しているにも拘らず、その利用を諦めるケースも多くなっております。高速インターネットアクセスの充実は喫緊の課題であるにも拘らず、このように利用者便益の向上を妨げる要因は、早急に解消すべきであり、アナログからISDNへ変更する場合と同様、ISDNからアナログへ変更する場合の番号ポータビリティが確保されることを強く要望致します。

アナログ及びISDNはともにNTT地域のサービスであるために、所謂接続ルールの整備では問題解決が図れないことが懸念されるとともに、ISDNがNTT地域の独占サービスであるため、ISDNからアナログへの番号ポータビリティを確保するインセンティブが生じないものと考えられます。実際、弊社よりISDNからアナログへの変更に伴う番号ポータビリティの確保をNTT東に要望した際には、アナログ、ISDNはともにNTTのサービスであること、また設備改修が必要であるため、仮に当該番号ポータビリティを実施するにしても時期については不明である旨回答を受けております。重要なのは、顧客利便性の確保、顧客の選択肢の多様性であり、接続ルールで問題が解決されない場合においては、顧客利便性の向上を目指す、接続ルールとは別のルールを早急に整備し、問題解消を図るべきであると考えます。

【3】NTT地域のISDN over DSLについて

NTT地域では、ISDN over DSLを計画しているとのことですが、ISDN over DSLについては、以下のような問題点があることを強く指摘いたします。

ISDN利用者の多くは、インターネットアクセスの手段として利用しているものであり、既述のISDNからアナログへの番号ポータビリティが確保された場合には、DSLへの移行を求める可能性が極めて高い顧客層です。しかし、現実にはISDNからアナログへの番号ポータビリティが確保されない中で、NTT地域によるISDN over DSLの計画が立てられております。NTT東西では、技術的にもISDNが独占であることを利用し、かつ多大な投資をしたISDNの延命させるために、ISDN over DSLを計画しているものと想定され、その技術的な独占を利用し、既存のISDN顧客がアナログ利用のDSLへの移行を妨げる意味合いが強いものと考えられます。ISDNからアナログへの番号ポータビリティが確保されるか、またはNTT地域が計画しているISDN over DSLの技術的条件が想定される全ての接続箇所でも明確であり他事業者もNTT地域と同様のサービスを同様のコスト条件のもと提供できるのであれば、当該ISDN over

D S Lは単なる新規のサービスとして考えられる可能性もありますが、現実としては、番号ポータビリティも他事業者による同様コストでの提供も確保されない中でI S D Nの延命を図るものであり、それによりインターネットアクセスの独占を目指すものであることが懸念されます。N T T地域によりインターネットアクセスが独占されることは、昨今の国際的に比較した日本のインターネット事情における遅れの原因がN T T地域による独占であったことを省みるまでもなく、中長期的にも大きな問題であります。

I S D Nからアナログへの番号ポータビリティとともに、当該I S D N over D S Lに関して接続ルールでは解決できない問題をはらんでおります。日本における接続ルールは特に指定電気通信設備への接続に係る部分については、競争原理を導入、促進させたものとして評価を得るものでありますが、接続ルールにより公正有効競争、市場原理が働かない場合には、別のルールにより競争環境を整備し、市場の発展を促進させることが極めて重要であることを申し添えます。

【4】ラインシェアリングの接続料について

端末回線伝送機能 帯域分割端末回線伝送機能〔電話重畳〕の接続料は（800円）0円とすべきと考えます。

すべての接続料の算定に長期増分費用方式を用いるべきと考えますが、帯域分割端末回線伝送機能の接続料については、N T T電話サービス加入者が既に支払っている毎月の料金から比して、増分の費用が発生しないと考えられることから、接続料は0円とすべきと考えます。

M D Fの切替接続工事など、相互接続にかかる一時費用はその都度支払っており、その他に毎月増分費用が発生する根拠がありません。また、現在試験サービスでN T T地域が徴収している800円については、N T T地域に問い合わせても根拠を明確に示していただけないだけでなく、お客さまの二重負担が続いている状態となっております。下記の郵政省の答申で「帯域分割端末回線伝送機能の接続料の原価算定において、利用者料金で回収されるべき費用など、接続と直接関係のない費用が含まれないようにすること」とありますように、当然のことながらN T Tによる費用の二重の請求をさせるべきではないと考えます。

また、加入者回線（電話重畳）機能が、接続料として規定されるタイミングで、0円とすべきです。

ちなみに、米国では既存地域会社の電話サービスを利用する場合の電話重畳の接続料は下記のとおり0円になっていることを申し添えます。米国のインターネットの普及に追いつくためには、同様の考え方を導入しなければますますその差が開くことになりかねません。D S Lは日本の高速インターネットアクセス普及のために大きな期待を受けていますが、現在の接続料800円がD S Lサービスの料金のうち約10%以上と大きな割合を占めることから、利用者の大きな負担となっており、D S Lサービス普及に多大な影響を及

ぼしています。日本の高速インターネットアクセス普及の早期促進のためにも、この不合理な暫定的接続料を早急に撤廃すべきと思います。

既存地域会社	ラインシェアリング料金
Bell South、US West、Bell Atlantic、GTE	月額 0 円
SBC	協議中

出典；COVAD のプレスリリースより

http://www.covad.com/companyinfo/pressreleases/pr_2000/060700a_press.shtml

http://www.covad.com/companyinfo/pressreleases/pr_2000/060600_press.shtml

以上